

令和2年度第5回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時等

日時 令和2年8月21日（金）11時00分～11時10分
場所 あわぎんホール会議室2

2 出席者

（公益委員） 上原委員 関口委員 佐野委員 瀧委員 撫養委員
（労側委員） 新居委員 小谷委員 藤田委員 三木委員 山本委員
（使側委員） 濱田委員 坂田委員 中村委員 天野委員 小林委員

3 議題

- （1）特定最低賃金改正の必要性に係る各専門部会報告及び答申
- （2）特定最低賃金改正諮問
- （3）その他

4 議事

上原会長

ただ今より、本年度第5回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。
事務局は、本日の委員の出席状況を報告してください。

事務局（室長）

本日の審議会の成立の可否についてですが、最低賃金審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の10名、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。

本日は全員の委員に出席いただいており、審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開しておりましたが、傍聴の申し込みはございませんでした。

併せて御報告いたします。以上です。

上原会長

本日の審議会は、お手元の次第により進めさせていただきます。最初に、議事録の署名人を指名させていただきます。

本日の議事録署名人は、公益は私、労側は新居委員、使側は濱田委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

上原会長

それでは、議題に入ります。

次第1「特定最低賃金改正の必要性に係る各専門部会報告及び答申について」に移ります。

各特定最低賃金の「改正の必要性」については、さきほど各専門部会で審議をしていただき、いずれも全会一致で「必要性有り」との結論に達し、部会報告と答申を行っております。

部会報告、答申文の写しをお配りしていますが、各特定最賃とも同じですので、事務局は代表して造作材の答申文を読み上げて、その報告をして下さい。

事務局（指導官）

造作材に係る答申文を読み上げてご報告させていただきます。

令和2年8月21日

徳島労働局長日根直樹殿

徳島地方最低賃金審議会会長上原克之

徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和2年6月30日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について慎重に審議した結果、徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

上原会長

その他の専門部会の報告と答申はお手元にお配りしてある答申文の写しをご覧ください。

上原会長

それでは、続いて次第2「特定最低賃金に係る金額改正諮問について」に移ります。

特定最低賃金について「改正の必要有り」との答申を行った場合は、改め

て徳島労働局長からの諮問を受けて、引き続き金額改正についての審議を行うこととなっています。

ここで「金額改正の諮問」をお受けしたいと思います。

それではお願いいたします。

上原会長

ただ今、局長から諮問を受けました。

事務局は、代表して造作材の諮問文を読み上げてください。

事務局（指導官）

お手元の造作材に係る諮問文を読み上げさせていただきます。

徳労発基0821第2号令和2年8月21日

徳島地方最低賃金審議会会長上原克之殿

徳島労働局長日根直樹

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金

平成26年徳島労働局最低賃金公示第3号

上原会長

それでは、金額改正審議についての手続きや日程等について事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

ただ今の諮問に関しまして、最低賃金法第25条第5項に基づき、本日付で関係労使からの意見を聴取するための公示を行います。

金額改正の審議は、特定最賃毎に専門部会を開催して行っていただきます。

各専門部会の日程につきましては、先ほど開催されました合同専門部会で調整を行いましたので、ご報告いたします。

造作材は1回目が9月29日10時から、2回目が10月5日15時からで、予備日といたしまして10月13日10時からとなっています。

一般機械は1回目が10月1日13時30分から、2回目が10月19日10時からとなっています。

電気機械は1回目が9月29日13時30分から、2回目が10月20日13時30分か

らで、予備日といたしまして10月21日13時30分からとなっています。

審議の会場は、原則として労働局の合同庁舎会議室を予定していますが、後ほど事務局より郵送いたします開催案内通知で知らせいたしますので御確認ください。

なお、特定最低賃金の発効日を例年どおりの12月21日としますと、答申の期限は10月22日となります。

上原会長

特定最低賃金の審議につきましては、全会一致が基本ですので、労・使双方のご努力をお願いしたいと思います。

金額審議における各専門部会の議決の取扱いについては、第2回本審において、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき「専門部会で全会一致の議決が行われたときには、その議決をもって審議会の議決とする」ことが決議されていますので、改めて本審を開催することなく専門部会の議決をもって審議会の議決とすることとなります。

もし、全会一致に至らなかった場合の取扱いについて事務局より説明して下さい。

事務局（室長）

各専門部会で全会一致とならず、採決によって部会報告が取りまとめられた場合には、本審での審議が必要となります。

12月21日に発効させるためには10月22日までに結審することが必要となっていますので、本審の開催が必要となった場合には、各委員のご予定を調整させていただいた上で開催日を決めさせていただきたいと考えています。

上原会長

それでは、最後の議題「その他」に移りたいと思いますが、何かご意見などはありますでしょうか。

以上をもちまして、本日の審議会は閉会いたします。